

日助発第 142 号
2023 年 8 月 18 日

自民党看護問題小委員会
委員長 田村 憲久 様

公益社団法人日本助産師会
会長 高田 昌代



政 策 に 関 す る 要 望 書

妊娠・出産の高年齢化も相まってハイリスク妊娠も増加し、その後の子育ての負担感、孤立した子育てなど、妊娠・出産・子育てを取り巻く諸問題が顕著化・増加している中、女性や子ども、家族にとって身近で、相談に応じるなど継続的なケアを提供できる助産師の役割がますます必要とされています。

公益社団法人日本助産師会は、助産師の職能団体として次世代を担う子どもたちを安心して産み育てられる社会を目指し、妊娠・出産・育児の支援及び女性の健康支援に対する活動を行っております。

命が大切に生まれ、安心した子育てができる社会の実現に向けて、助産師による一層充実した母子保健サービスの提供等が推進されるよう、以下の3項目を要望いたします。

要 望 事 項

1. 子育て支援のさらなる充実と推進を図られたい。
 - 1) 産後ケア事業の実施・推進が図れるように市町村事業から都道府県広域支援強化事業として予算化し、都道府県主導で充実を図られたい。
 - 2) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の実施事業に妊娠8か月にも相談支援・経済支援の実施が推進されるための方策を検討されたい。
 - 3) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の実施事業に継続支援ができる看護職の配置を検討されたい。
2. ハイリスク母子を対象とした継続支援システムの整備を図られたい。
 - 1) 養育支援訪問事業の推進と予算拡充を図られたい。
 - 2) 医療的ケアの必要な周産期母子をケアする専門的技術の看護職の育成を図られたい。
3. 自治体における助産師の雇用の促進を図られたい。

要 望 理 由

1. 子育て支援のさらなる充実と推進を図りたい。

1) 産後ケア事業の実施・推進が図れるように市町村事業から都道府県広域支援強化事業として予算化し、市町村へ配分するなど、都道府県主導で充実を図りたい。

産後ケア事業が母子保健法に位置付けられ、市町村の努力義務となり、産後の母子が日本のどこに住んでいても希望すれば産後ケアが受けられるようになりました。しかしながら、市区町村において子育て中の家族が支払う負担金額に差があるため、産後ケアを希望する母子の利用の敷居が違ってきます。さらに、市町村によって受託契約内容に違いがあり、産後ケアの環境にも差異が出ています。

そのため、産後ケア事業を受託する医療機関等の産後ケア受託にかかる契約は市町村ごとに異なるため、利用者の受入れ方法や必要書類も多岐にわたり、受託施設の大きな負担になっています。

これらの問題を速やかに解決するためには、実施主体である市町村に向けて、都道府県が主体となった広域支援強化事業の実質化と適切な支援が必要であると考えます。

産後ケアを必要とする母子とその家族が、安心安全な環境のもとで公平なケアを受けることができるよう子育て支援のさらなる充実と推進をお願いします。

2) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の実施事業に、妊娠 8 か月にも相談支援・経済支援の実施が推進されるための方策を検討されたい。

令和 4 年度より、「妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させ、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金」が創設されました。(子ども家庭庁ホームページより) 事業の内容は、「妊娠・育児の見通しを一緒に立てるため、お近くの相談機関で、(1 回目) 妊娠届け出時、(2 回目) 妊娠 8 カ月頃、(3 回目) 出産後の 3 回の面談を行う。1 回目と 3 回目の面談を受けたら、合計 10 万円相当のギフトがもらえる」(子ども家庭庁ホームページより) という、相談事業と経済支援を組み合わせた事業です。

現在の事業では、妊娠 8 か月の相談支援は希望があれば受ける体制となっており、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談できることを経済的支援と組み合わせているにもかかわらず経済的支援がありません。この妊娠 8 カ月は、周産期うつが多くなる時期であることがわかっており*、経済的支援を実施することで相談支援の実施が重要なマイルストーンになると考えます。

国において、ぜひこの伴走型相談支援の実施状況について実態調査を進めていただき、相談支援が実施できる体制整備及び支援を受けやすくするための経済的支援の推進を検討いただきたいと思います。

* K.Tokumitsu, N. Sugawara, Kazushi Maruo, et al. Prevalence of perinatal depression among Japanese women: a meta-analysis. Ann Gen Psychiatry (2020) 19:41 <https://doi.org/10.1186/s12991-020-00290-7>

3) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の実施事業に継続支援ができる看護職の配置を検討されたい。

前述の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の実施事業は、すべての妊娠・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産後・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐこととなっています。しかし、地域によっては子育て世代包括支援センターでの母子健康手帳の交付や支援相談員は、事務職員や保育士が担当しているところもあります。

妊娠のスタート段階から継続的に妊婦や2歳までの低年齢期の子育て家族に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことが、有効な支援につながります。女性や子ども、家族にとって身近で、相談に応じるなど継続的なケアを提供できる助産師の活用が有効です

2. ハイリスク母子を対象とした継続支援システムの整備を図られたい。

1) 切れ目のない養育支援訪問事業の推進と予算拡充をお願いしたい。

出生数は減少しているものの、ハイリスク母子は増加していることは周知のとおりです。現在、低出生体重児や医療的ケアが必要な児が医療施設から退院し、適切な養育環境で生活するには、訪問看護が必要な場合が多く見受けられます。2021年1月東京都が行った訪問看護事業所に実施した調査では、小児ケアを実施しているのは33.5%であり、高齢者の介護を中心とした事業展開であることが明らかとなっています。また、精神疾患を合併した子育て期の女性が訪問看護事業所の利用を終了後にも、メンタルヘルスへの継続支援が必要であるが、妊産婦への訪問看護の対応ができる訪問看護事業者は限られています。

このような現状に対応して、一部の助産所が訪問看護事業所を併設し、対象を母子に特化した訪問看護を開始しています。小児の場合、成長・発達に伴い、訪問看護は終了になるが、母親や家族は、その後も断続的に育児に対して強い不安を抱く場合が多くあります。その支援を引き継ぐ公的事業として、養育支援訪問事業が活用できるよう、この事業の推進と予算の拡充をお願いしたい。

2) 専門家育成の研修を継続するため予算化いただきたい。

ハイリスク妊産婦・医療的ケア児に対する訪問看護活動を行うためには、妊産婦及びその家族の多様なニーズに応え、質の高いケアを提供することが求められます。具体的には、虐待児であった女性やDV被害女性など多職種との連携が必要な特殊なケースも見受けられます。また、母子に特化した訪問看護ステーションを開設して事業を実施するには、適切なマネジメントのもとに助産師としての専門性を活かして質の高いケアを提供できる専門家の養成が必要です。本会では今年度、臨床3年以上の経験を持ち、ハイリスク母子への訪問看護に従事しようとする助産師を対象に「ハイリスク妊産婦・医療的ケア児に対する訪問看護活動を行う専門家の育成」研修を開始いたします。

この研修を継続して実施するにあたっての予算化をご検討ください。

3. 自治体における助産師の雇用の促進

全国の自治体において子育て世代包括支援センターが設置され、妊産婦のその家族へ妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できる体制づくりがなされています。地域の助産師が非常勤職員として母子健康手帳交付時から妊産婦への支援を実施することも多くなりました。東京都では、コロナ禍において、自宅療養中の妊産婦の健康観察事業を東京都助産師会に依頼するといった取り組みもなされています。地域における助産師の活用については各自治体でなされつつありますが、そのほとんどが非常勤雇用です。今後さらに地域母子保健の重要性が増す中、助産師が保健師と連携して母子とその家族への継続支援を行うことが必要とされています。

助産師が地域における母子保健の専門職として適切に役割を発揮できるように、自治体における助産師の雇用の促進を要望いたします。

以上